

議案第76号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年12月10日提出

清水町長 阿部 一 男

専決処分第2号

## 令和元年度 清水町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度清水町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	276,238 千円	1,111 千円	277,349 千円
第1項 営業費用	260,358 千円	1,111 千円	261,469 千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和元年11月7日

清水町長 阿部 一 男

令和元年度 清水町水道事業 補正予算実施計画 (第2号)  
 収益的収入及び支出

収 入

補正なし

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			276,238	1,111	277,349
	1. 営業費用		260,358	1,111	261,469
		2. 配水及び給水費		3,142	1,111

令和元年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第2号）  
収益的收入及び支出

収益的收入 補正なし

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 予 定 額	正 定 額	計	節		説 明
								区 分	金 額	
1. 水道事業費用			276,238		1,111		277,349			
	1. 営業費用		260,358		1,111		261,469			
		2. 配水及び給水費	3,142		1,111		4,253	3. 修繕費	1,111	配水管等修繕費 1,111